

令和8年度国民健康保険税

7月10日(金)から納税通知書を郵送

国民健康保険税は、被保険者などの令和7年中の所得に基づき計算します。7月10日(金)から郵送する納税通知書で、課税の内容を確認してください。

世帯主に課税

国民健康保険税は、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に、世帯主自身の加入の有無にかかわらず課税します。税額は加入者の所得などで計算します。

第1期の納期限は7月31日(金)

国民健康保険税の納期は8期に分かれています。各納期限までに納めてください。納期限は通知書で確認してください。

納付方法

口座振替／各納期限に指定の口座から引き

落とします。新たに口座振替を希望する人は、通知に同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印し、税務課または金融機関へ提出してください。



納付書払い／通知に同封の納付書で、指定の金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

年金特別徴収／年金から天引きされます。

スマホ決済・クレジットカード決済などの納付／スマホ決済アプリや地方税お支払サイトからeL-QRやeL番号を利用した納付ができます。クレジットカードでの納付は、納付金額に応じて別途システム利用料が必要です。納付方法や注意事項は市公式ウェブサイトまたは地方税お支払サイトを確認してください。

納付についての相談

納期限までに税務課(管理納税係)へ相談してください。

課税の内容について

☎税務課(市民税係) 995-1810

納付の相談について

☎税務課(管理納税係) 995-1811



後期高齢者医療制度の資格確認書の更新

8月1日(土)から有効な資格確認書を郵送

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などが加入する、安心して医療を受けられるようにするための公的健康保険制度です。8月1日(土)から有効な資格確認書などを郵送します。

資格情報のお知らせを郵送

A4サイズの紙で郵送します。記載したお知らせを確認してください。資格情報のお知らせだけでは、医療機関の受診はできません。受診の際にはマイナ保険証が必要です。

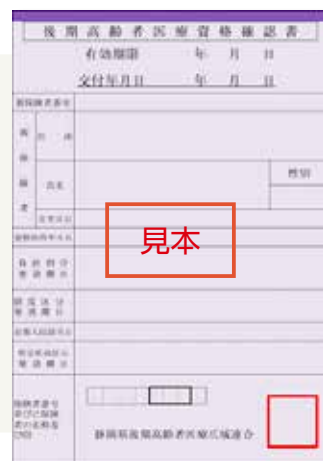
☑84歳以下で、マイナ保険証を登録している人

資格確認書(藤色)を郵送

現在のオレンジ色の資格確認書は、7月31日(金)で有効期限が切れます。7月31日(金)までに、新しい藤色の資格確認書を郵送します。8月になっても届かない場合は、国保年金課に連絡してください。新しい資格確認書は、令和9年7月31日(土)まで使えます。

☑●84歳以下でマイナ保険証を登録していない人

●85歳以上の人



資格確認書
(見本)

自己負担の割合は前年の所得で決定

医療機関で支払う金額の負担割合は、令和7年中の所得に基づいて判定します。1割・2割・3割のいずれかです。資格確認書などに記載されているので、確認してください。

☎国保年金課 995-1813

